

### 「学校の臨時休業延長について」

学校の臨時休業等についてお知らせします。昨日の緊急事態宣言を受け、県の要請及び熊谷市新型コロナウイルス感染症対策会議により、熊谷市立の幼稚園・小学校・中学校の臨時休業期間が改めて示されました。つきましては、下記のとおり対応してまいりますので、御理解、御協力の程、よろしく申し上げます。

- 1 本日4月8日（水）から、5月6日（水）まで臨時休業となります。
- 2 4月13日（月）、20日（月）、27日（月）は臨時登校とし、児童（生徒）の健康観察、学習指導等を行います。（登校時刻 通常通り / 下校予定時刻 11時30分で一斉下校をいたします。）  
なお、登校については御家庭の判断でお願いします。登校しない場合も、欠席にはなりません、学校へ連絡をお願いします。特に、風邪等の症状がある場合には、感染拡大防止のため、登校は見合わせて下さい。
- 3 5月7日（木）から給食を開始します。なお、小学校1年生については、5月14日（木）から給食を開始します。
- 4 3月の臨時休業中と同様に、小学校低学年（1～3年）の児童で、学童クラブ等に預けることができず、且つ自宅で一人で過ごすことができない場合に限り、学校でお子さんを預かりますので、4月13日（月）までに学校へ御連絡ください。（なお、人数が多いと、感染防止という臨時休業の趣旨にそぐわないので、お困りの方に限定させていただきます。）
- 5 教科書給与に関しては、4月8日（水）に、児童に給与しましたが、給与手続きの関係上、給与した教科書は家庭には持ち帰らせず、臨時休業明けの5月7日（木）まで学校の机の引き出し等に保管しました。なお4月8日（水）に欠席した児童につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、保護者等の接触を避けるため、欠席した児童の家庭に教科書を届けたり、教科書の受け取りのために、保護者へ来校のお願いをしたりすることはいたしません。
- 6 本日、お子さんを通じてお渡しした学校だより、学年だより、保健だより、給食だより等は、昨日の緊急事態宣言が出される前に作成したため、4月13日以降の日程等変更がございます。つきましては、学校から出る通知文や学校すぐメール、ホームページ( <http://www.menuma-nagai-e.ed.jp/> )をご覧ください。なお、本日配付いたしましたお手紙の中で、提出日が4月13日（月）となっているものにつきましては、13日（月）に、13日（月）以降となっているものにつきましては、20日（月）、27日（月）にご提出ください。
- 7 小学校の校庭利用については、3月の臨時休業中と同様、御家庭の判断のもと校庭を利用してもよいことといたします。時間帯は13時から16時までとし、在校児童を対象とします。